

2019年度 京都府委託事業 要約筆記者養成講座（前期課程）実施要項

- 1 目的 障害者総合支援法における要約筆記者派遣事業の担い手となる要約筆記者の養成を行う。
要約筆記とは、聴覚障害のある方（とりわけ難聴者、中途失聴者）のために、話の内容をその場で文字にして伝えること。手書きにより伝える「手書きコース」とパソコンに入力して伝える「パソコンコース」の2コースを実施する。
- 2 主催 京都府
- 3 主管 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 4 協力 京都府難聴者協会・京都府要約筆記サークル連絡会
- 5 受講資格
【手書きコース、パソコンコースとも】
講座受講後、京都府の要約筆記者として登録し、活動が可能な者（住所は問いません）
※講座（前期課程、後期課程）修了後、認定試験を受験し、京都府への登録を希望する者。
【パソコンコース】
上記資格に加え、実技の講座にはノートPC（Windows 8以上、ウイルス対策ソフトインストール済、LANケーブル接続可能）を持参し、文章入力速度 おおむね70字／分以上、パソコンの基本的操作の出来る者
※パソコン要約筆記用ソフトをインストールするために上記のパソコン環境が必要。
※パソコン操作に関する指導はしない。ウイルスソフトの種類によりネットワーク接続ができない場合も想定されるが、基本的操作以外の指導は行わない。
※パソコンに関する上記条件に満たないと判明した場合は、受講ができない場合あり。
- 6 研修会場
京都府聴覚言語障害センター
（京都府城陽市寺田林ノ口11番64）
※JR 城陽駅から徒歩4分または近鉄寺田駅から徒歩15分
- 7 日程
共通講座 11/8、11/15、11/29、12/6
手書きコース 12/20、1/17、2/7
パソコンコース 12/27、1/24、2/14
（カリキュラムは受講票郵送時に同封します）
- 8 時間 各講座とも午前10:00～午後4:00(予定)

- 7 受講料 無料 但しテキスト代3600円ならびに教材等一部自己負担あり
(全難聴・全要研発行「要約筆記者養成テキスト(上下)」を購入済の者は不要。
なお、テキストは第2版を使用)

- 9 受講修了条件
全日程の80%を出席した者。

- 10 申込方法
FAXまたはハガキに住所・氏名・年齢・連絡先(電話、FAX、携帯電話番号)を記入し、申込先まで持参または郵送。
※後日、事務局より受講票、カリキュラムを送付します。

- 11 申込受付期間
2019年9月2日～10月17日 午後5時

- 12 申込先・問い合わせ先
〒610-0121 城陽市寺田林ノ口11番64
京都府聴覚言語障害センター 京都府要約筆記者養成講座 事務局
FAX 0774-55-7708 電話 0774-30-9000 (代)